

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年12月及び56年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月及び56年1月
② 昭和57年6月から同年11月まで

申立期間①について、私は、昭和48年11月に結婚したことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間②について、年金記録によると、当該期間の国民年金保険料は免除されたことになっているが、私は、免除の申請手続を行った記憶は無い。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和48年11月に国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張している。これについては、当該期間当時申立人が居住していた市では、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間の前後を通じて、申立人の住所に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の2か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の免除の申請手

続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる記載が確認でき、ほかに申立人の記録に不自然な点は見当たらないことに加え、行政機関が被保険者による免除の申請手続きが行われていない期間について、保険料の免除を承認したとは考え難く、免除の申請手続きを行った記憶は無いとする申立人の主張のみをもって、当該期間の保険料の免除の申請手続きが行われていなかったと認めることは難しい。

また、申立人は、国民年金保険料の免除の承認期間の始期である昭和 57 年 6 月に、保険料の口座振替を開始したことが国民年金被保険者名簿から確認できるが、口座振替は、免除が承認されている期間については停止されることが、申立人が申立期間当時居住していた市への調査結果により確認できる。

さらに、国民年金保険料の免除が承認されている期間について保険料を納付する場合、制度上、追納手続きが必要であるが、申立人は、当該期間について追納を申し出た記憶は無いと述べている上、特殊台帳及びオンライン記録でも申立人に対して追納納付書が発行されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月及び 56 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月から 59 年 11 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 10 月まで
③ 平成 4 年 1 月
④ 平成 4 年 4 月

私の父親は既に亡くなっており、詳しいことは分からないが、私は、20歳の頃海外に留学していたので、父親が私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。帰国後、昭和 59 年 12 月に会社に就職し、2年目、3年目のボーナスから留学中に父親に納付してもらっていた保険料と、借りていた留学費用の一部を分割で父親に返していった記憶がある。

また、昭和 63 年 4 月に会社を退職後、私か父親かどちらかは憶^{おぼ}えていないが、厚生年金保険から国民年金への切替^{おぼ}えを行った。住民票は当時居住していた区のままにし、元号が平成に変わった頃から平成 4 年 4 月又は同年 5 月頃まで仕事で海外に行っていた。私自身は、海外滞在中はもとより、その前後の日本にいる間に国民年金保険料を納付したことは無く、保険料は滞納していた住民税と一緒に父親が私の代わりに納付してくれていた^{おぼ}ので、1年に1度休暇で帰国するたびに父親に言われた金額を返していた。

父親が申立期間①から④までの私の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、申立人は、仕事で海外に滞在していた時期

であるため、その父親が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、オンライン記録によると、平成2年11月から4年10月までの期間のうち、申立期間③及び④を除いた期間の保険料は、日本に帰国し、会社に就職後の5年1月から過年度納付されていることが確認できることから、前後の期間の保険料を納付しながら、それぞれわずか1か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 2 一方、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①から④までの国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は既に他界しており、証言を得ることができないため、当該期間の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間①について、申立人は、海外留学中にその父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたはずであると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の加入手続時期は昭和63年9月又は同年10月と推認され、申立内容と一致しない上、その時点において、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間から推認される加入手続時期を通じて、同一住所地に住民票を置いていた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立期間②について、申立人は、申立人が海外滞在中にその父親が申立人の国民年金保険料を定期的に納付していたはずであると述べているが、前述のとおり、当該期間直後の平成2年11月の保険料は、時効直前の5年1月に過年度納付されていることから、申立人の主張と一致しない。

その上、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6775

第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月

A区に転居したとき、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを区役所の人に言われて、未納分を納付しに行ったことを覚えている。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間より前の時期において厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金加入期間の保険料をほぼ全て納期限内に納付するなど、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられ、その申立人が、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

また、申立人について、申立期間後の昭和50年4月から同年6月までの期間は、当初、国民年金保険料が未納とされていたところを、申立人が当該期間の領収書を所持していたことから、平成22年10月1日に、納付済みに訂正されており、行政側の事務処理及び記録管理が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6776

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月及び同年3月
20歳の頃に、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、市民センターで納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃に、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、市民センターで納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成6年2月又は同年3月頃に行われたものと推認でき、その時点において申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行い、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、保険料の追納を行っている期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、その申立人が2か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成24年5月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社における資格喪失日を12年1月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年12月29日から12年1月1日まで
私の年金記録を見ると、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。退職証明書及び平成11年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、申立人が所持する退職証明書及び平成11年分給与所得の源泉徴収票により、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行したか否か明らかでないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、24年5月15日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、申立人のA社における被保険者期間は、資格取得日が平成11年12月1日、資格喪失日が同年12月29日となっており、同年12月については、既に年金額の基礎となる被保険者期間となっていることが判明した。

したがって、申立人のA社における資格喪失日に係る記録については、平成12年1月1日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月9日の標準賞与額に係る記録を3万円に、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を27万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月9日
② 平成15年12月9日

私は、平成15年3月13日から16年3月15日までの期間においてA社に勤務していた。ねんきん定期便を見たところ、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。

当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記、賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から平成15年7月9日は

3万円、賞与支給額から同年12月9日は27万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年6月23日及び同年12月22日は60万円、16年7月12日は54万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月23日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月12日

平成22年に送られてきた加入記録のお知らせに、申立期間の賞与に係る記録が無いのでA社に確認したところ、同社は賞与支払届を年金事務所に提出した。しかし、申立期間については、年金額に反映されない期間であるとされたが、厚生年金保険料は控除されていたので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する報奨金明細書及び報奨金計算書から、申立人は、申立期間①及び②は60万円、申立期間③は54万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届の提出を行わなかったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年2月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が前後の期間と比べて18万円も低い、給与が減額となった記憶が無い。資料は何も無いが、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社が提出した賃金台帳において確認できる給与支給総額から、申立期間のうち、平成8年6月の標準報酬月額については、44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年4月、同年5月、同年7月及び同年8月の標準報酬月額について、上記の賃金台帳から確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わな

い。

また、申立期間のうち、平成8年9月から9年1月までの標準報酬月額について、上記の賃金台帳に記載されている社会保険料は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険の保険料額を加算した額と一致していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の平成8年6月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川国民年金 事案 6777

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月

私は、平成12年5月に、それまで勤めていた会社を退職したため、すぐに、その当時住んでいた区の区役所に行った。

その際、窓口の職員から説明を受けたため、その場で、申立期間1か月分の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の平成12年5月に、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、当該期間に係る保険料の納付について不確かな点があるなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から10年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から10年9月まで

私の妻は、私が平成9年2月に会社を辞めたことを契機に、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行った。申立期間のうち、同年5月から同年10月までの国民年金保険料については、妻が、同年11月に夫婦二人分を郵便局でまとめて納付し、また、当該期間後の保険料については、妻が、自宅に送られて来た納付書により、夫婦二人分を毎月一緒に遡って納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、平成9年2月に申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行い、申立期間のうち、同年5月から同年10月までの国民年金保険料については、妻が、同年11月に夫婦二人分を郵便局でまとめて納付したと主張しているが、申立人と一緒に保険料を納付したとするその妻の当該期間の保険料は未納となっている。

また、平成9年11月から10年12月までの国民年金保険料については、申立人の妻が、夫婦二人分を毎月一緒に遡って納付していたと主張しているが、申立期間直後の同年10月から同年12月までの保険料は12年11月にまとめて納付され、妻の当該期間の保険料は時効になる直前に毎月納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年3月までの付加保険料及び9年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から同年3月まで
② 平成9年5月から同年10月まで

申立期間①について、私は、私の夫が平成2年1月に会社を辞めたことを契機に、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及び付加年金の加入手続を区役所で行った。当該期間の国民年金保険料については、私が、付加保険料を含めて夫婦二人分を一緒に納付していた。

申立期間②について、私は、私の夫が平成9年2月に会社を辞めたことを契機に、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を区役所で行った。当該期間の国民年金保険料については、私が、同年11月に夫婦二人分を郵便局でまとめて納付し、また、当該期間後の保険料については、私が、自宅に送られて来た納付書により、夫婦二人分を毎月一緒に遡って納付していた。

申立期間①の付加保険料及び申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成2年1月に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及び付加年金の加入手続を区役所で行い、当該期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたと主張しているが、申立人のオンライン記録によると、当該期間の保険料は過年度納付により納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付により納付することができないため、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の当該期間を含む平成2年1月から同年3月までの保険料は過年度納付により、また、その夫の当該期間の保険料は現年度納付により納付されていることがオンライン記録により確認できることから、当該期間当時の夫婦の保険料の納付行動が一致していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成9年2月に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を区役所で行い、当該期間の国民年金保険料については、同年11月に夫婦二人分を郵便局でまとめて納付したと主張しているが、申立人と一緒に保険料を納付したとするその夫の当該期間の保険料は未納となっている。

また、申立期間②後の国民年金保険料については、夫婦二人分を毎月一緒に遡って納付していたと主張しているが、夫の納付済みとなっている平成10年10月から同年12月までの保険料は12年11月にまとめて納付され、申立人の当該期間の保険料は時効になる直前に毎月納付されていることがオンライン記録により確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成2年2月から同年3月までの付加保険料及び9年5月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年6月までの期間及び同年10月から平成3年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から63年6月まで
② 昭和63年10月から平成3年5月まで

私の国民年金保険料については、最初の頃は母親が納付していたが、転居した後は、私が区役所か郵便局で納付していた。

私は、国民年金保険料の納付を途中でやめた記憶は無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を定期的に納付していたと述べているが、オンライン記録によると、申立期間①直後の昭和63年7月から同年9月までの期間及び②直後の平成3年6月から4年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることが確認でき、過年度納付された時点では申立期間①及び②の大半は時効により納付することができないが、これらの過年度納付を行った経緯及び申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、合計で95か月にわたっており、これだけの期間、行政機関が国民年金保険料の収納事務を誤るとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から9年3月まで

私が21歳又は22歳の頃に、私の母親と一緒に区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その際に、20歳から加入手続を行うまで未納であった国民年金保険料を遡って納付することができると区役所の窓口で確認したので、数十万円を遡ってまとめて納付したが、保険料の納付金額及び納付場所、納付時期については母親も私も明確には記憶していない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21歳又は22歳の頃にその母親と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人及びその母親は、国民年金の加入手続を行った時期並びに保険料の納付金額、納付場所及び納付時期についての記憶が明確ではないことから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成9年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、その時点において申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間を含んでおり、同番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難

い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを証明する領収書を所持している。その領収書に書かれている国民年金手帳記号番号及び住所は私の母親のものであるが、氏名は私のものが記載されている。母親が、生前、私の保険料を納付していたと話していたので、母親が申立期間の保険料を納付していたはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを証明する領収書を所持していると主張している。これについては、当該領収書に記載されている氏名は申立人のものであることが確認できるものの、i) 当該領収書に記載された国民年金手帳記号番号及び住所は、申立人の母親のものであることが国民年金手帳記号番号払出簿及びその母親の特殊台帳により確認できること、ii) 申立人の戸籍の附票によると、申立人は、申立期間当時、当該領収書に記載された住所地とは別の住所地に居住していることが確認できること、iii) 申立人の手帳記号番号は、昭和 61 年 5 月に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、母親の特殊台帳には、申立人の氏名で保険料が納付されているものの、申立人は国民年金に未加入である旨が記載されている上、母親の申立期間の保険料は納付済みとなって

いることが母親の特殊台帳及びオンライン記録により確認できることから、当該領収書は、母親の申立期間の保険料納付に対して発行されたと考えることが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から53年3月までの期間及び同年7月から平成11年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年8月から53年3月まで
② 昭和53年7月から平成11年7月まで

昭和44年8月頃に、私の夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、夫が納付したこともあるかもしれないが、私が、納付書により区役所で納付していた。保険料額及び納付頻度は憶^{おぼ}えていないが、2年分ぐらい遡^{おぼ}ってまとめて納付したこともあるかもしれない。

申立期間以降、夫は自営業で家計に余裕があり、私が国民年金保険料を払っていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月頃に、その夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所で行ったと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、55年6月頃と推認され、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の当該手続を行ったとするその夫は既に他界していることに加え、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書により納付したと述べるのみで、国民年金手帳、保険料額及び納付頻度の記憶が明確ではないことから、国民年金

の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①については、推認される加入手続の時点において、第3回特例納付により国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立人は、特例納付制度に関する記憶が無く、2年を超えて保険料をまとめて納付した記憶も無いとしていることに加え、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立期間②については、i) 一緒に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の夫も国民年金保険料が未納となっていること、ii) 253か月の長期間にわたり、複数の行政機関が事務処理を誤る可能性は低いことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 21 年 6 月から 22 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 6 月から 22 年 3 月まで

私は、平成 22 年 6 月頃に、夫と一緒に年金事務所と区役所へ行き、夫の国民年金保険料の免除の申請手続きを行った際に、二人で行ったのだから、私の免除申請も行われたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 22 年 6 月頃に、夫と一緒に年金事務所と区役所へ行き、夫の国民年金保険料の免除の申請手続きを行った際に、二人で行ったのだから、私の免除申請も行われたはずであると主張しているが、申立人の夫の保険料に係る免除申請が行われたことは確認できるものの、申立人の保険料に係る免除申請が行われた形跡はうかがえない。

また、申立人は、上記手続きの際に、平成 21 年 6 月の国民年金保険料の免除申請も併せて行ったはずであると述べているが、実際には、夫の上記国民年金保険料免除・納付猶予申請書によると、22 年 7 月 2 日付けで受付されたことが確認でき、制度上、その時点では承認期間外のため、21 年 6 月の保険料の免除申請を行うことはできない。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下である上、保険料の収納事務が国に一元化されるなど事務処理の電算化が一層促進された 14 年 4 月以降の期間であることを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請が行われていないのは、年金事務所における事務処理に遺漏があったことによるものであるとして、当該期間の保険料について、免除を認めるよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無等について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、免除申請に関する法律の規定又は運用の可否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成2年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和63年に会社を退職した際に、厚生年金保険から国民年金に切り替わったため、同社の担当者が行ってくれたと思う。その後、住み込みでアルバイトをするため、転居したが、転入手続を行わなかったため、国民年金保険料の払込票が届かなかった。

平成2年に、就職のため、再び転居し、住所変更手続を行ったら、国民年金保険料の督促状が届いた。一度に納付することができる金額ではなかったため、分割による納付を希望し、同年から5年頃までの間に、金融機関で遡って納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年に会社を退職した際に、同社の担当者が国民年金の加入手続を行ってくれたと思うと述べているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の被保険者資格取得に係る処理日から、平成8年6月頃と推認され、申立人の主張する時期と相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成8年6月頃の時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとする会社に照会したが、当該期間当時の退職者の国民年金に関する取扱いは不明である旨回答しているため、申立人の当該期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月までの期間及び同年5月から50年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から49年3月まで
② 昭和49年5月から50年1月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、町役場又は郵便局で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずであり、当該期間当時の保険料額を記載したメモを残している。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況、厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金被保険者名簿及び検認記録から、昭和55年5月と推認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、同年同月となっていることが申立人の所持する年金手帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立期間①及び②は国民年

金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の住民票等によると、申立人は当該期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一町内に居住していることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

加えて、申立人は、その母親が記載したとするメモを所持しているが、当該メモには申立期間①及び②当時の国民年金保険料額が記載されているものの、その母親が当該期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な内容は記載されていない。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、時期は定かではないが、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、郵便局で定期的に納付していた。申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、郵便局で定期的に納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付金額についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳、申立人の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 55 年 4 月 2 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 62 年 6 月まで

私が 20 歳になった昭和 59 年に成人式の案内状や公職選挙の投票用紙なども来なかったため、母親が区役所に確認に行き、その後しばらくして、60 年頃、母親が私の国民年金の加入手続を行った。加入直後に郵送されて来た私の年金手帳が入っていた封筒には「85. 8. 10」と判読できる消印があることから、昭和 60 年頃に加入手続を行ったはずである。

国民年金保険料については、加入手続後、大量の納付書が 2 回に分けて郵送されて来た時に、母親から将来のために保険料を納付するよう勧められたが、当時の私には、何年も前の保険料を遡って納付するだけの経済力がなかったことから、母親から 10 万円程度を借り、郵便局で申立期間の保険料を遡って一括して納付した。また、昭和 62 年以後の保険料は、私が納付書により金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年頃、その母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、i) 申立人が国民年金に加入した直後に郵送されて来たとする年金手帳が入った封筒に貼られている切手を見ると、72 円となっており、25 グラム以上 50 グラム以下の定型郵便物の料金が 72 円と改正されたのは平成元年 4 月であることに加え、同封筒に貼られている 2 円切手の発行は元年 4 月以降であることから、当該封筒は同年同月以降に郵送されたものと推認されること、ii) 申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から平成元年 9 月頃と推認できることから、申立内容

と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、前述のとおり、平成元年9月頃と推認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年3月までの期間及び11年7月から12年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年1月から同年3月まで
② 平成11年7月から12年10月まで

私は、国民年金の加入手続に関する記憶は明確ではないが、申立期間①及び②について、それぞれの会社を退職した後、納付書が送付されて来たことを記憶している。申立期間①については、国民年金保険料の納付額については憶えていないが、任意継続をした健康保険料とともに保険料を毎月納付していた。申立期間②についても、保険料の納付額については憶えていないが、当時は会社からの退職勧奨による離職であったため、退職金も多く、保険料を納付できない環境ではなかったことから、保険料を毎月納付していたはずである。

申立期間①が国民年金に未加入で未納とされ、申立期間②の国民年金保険料が、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の納付金額の記憶は明確ではないが、会社を退職後、任意継続をした健康保険料とともに保険料を毎月納付したと述べているが、厚生年金保険から国民年金への切替手続について具体的に憶えておらず、オンライン記録では、当該期間は国民年金に未加入となっており、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、オンライン記録及び申立人が当時居住していた区の収滞納一覧表では、ともに国民年金保険料は未納となっており、納付記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間

であり、同番号に基づき、国民年金に係る事務処理の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

私は、20歳になったことを契機に、平成元年4月頃、区役所に行き国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、区役所又は金融機関で納付書により毎月納付していた。

申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料が未加入による未納とされ、同年4月から3年3月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区役所又は金融機関で毎月納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、3年8月頃と推認され、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、同年同月の時点において、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の住民票によると、申立人は申立期間以前から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月及び同年3月

私の母親は、私が20歳になった昭和47年*月に、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、同区役所で申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和47年*月に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から26年4月1日まで
私は、昭和23年8月頃に公共職業安定所の紹介で、申立期間において、A県にあるGHQに接収されていたB事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和31年11月にGHQに勤務する際に提出した身上明細書に、申立人がB事業所に23年9月から26年4月まで勤務していた旨が記載されていること、及び同事業所に係る健康保険任意包括被保険者名簿により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B事業所に係る上記被保険者名簿は、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」となっている標題が「健康保険任意包括被保険者名簿」と訂正されている上、適用欄に「健保のみ」の記載が確認できることから、同事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を記憶している上記被保険者名簿に記載のある複数の元同僚は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、上記同僚のうち、連絡先が判明した者に照会したところ、回答のあった者のうち1名は「給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している上、回答のあったいずれの元同僚からも厚生年金保険料控除について証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 4 日から 47 年 9 月 25 日まで
私の年金の記録を調べたところ、A社（現在は、B社）に係る厚生年金保険の記録は確認できないとの回答だった。私は、申立期間において、同社の店舗でC作りの仕事をしていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶するA社の当時の事業主は、「申立人を知っている。店でCを作っていた。」と述べており、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が店長であったと記憶する同僚についても、申立人と同様にA社における厚生年金保険被保険者の記録が無い。

また、B社は、当時の資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月18日から55年8月11日までの期間、同年9月29日から60年3月1日までの期間、61年11月4日から平成元年8月20日までの期間及び6年8月21日から同年12月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年5月16日から同年8月21日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年10月18日から55年8月11日まで
② 昭和55年9月29日から60年3月1日まで
③ 昭和61年11月4日から平成元年8月20日まで
④ 平成6年5月16日から同年8月21日まで
⑤ 平成6年8月21日から同年12月21日まで

私が、昭和53年10月18日から55年8月10日まで勤務していたA社、同年9月29日から60年2月28日まで勤務していたB社及び61年11月4日から平成元年8月19日まで勤務していたC社に係る標準報酬月額が実際の報酬に比べ低額である。

また、D社に勤務していた平成6年5月16日から同年12月20日までの期間のうち、申立期間④が厚生年金保険の被保険者期間となっていない上、申立期間⑤における標準報酬月額の記録が実際の報酬に比べ低額である。

申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に係る標準報酬月額は、実際の報酬に比べて低額であると主張している。

しかし、A社の当時の人事担当者は「その都度、社会保険事務所（当時）に正しい届出を行っており、作為的に標準報酬月額を低く届け出たことは無く、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。」と述べている。

また、A社において、当該期間に被保険者記録がある複数の同僚に照会した結果、当時の給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況を確認することができないが、同僚の一人は、当時受け取っていた給与額と、標準報酬月額の記録に相違は無いと思うと証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社に係る当該期間における標準報酬月額は、実際の報酬に比べて低額であると主張している。

しかし、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同社は、申立てどおりの届出は行っておらず、申立てどおりの厚生年金保険料を控除していないと回答している。

また、当該期間のうち、昭和59年8月から60年1月までの申立人の標準報酬月額は、B社から提出された雇用保険被保険者離職証明書に記載された賃金額に見合う額であることが確認できる。

さらに、B社において、当該期間に被保険者記録がある複数の同僚に照会した結果、当時の給与明細書を所持している者はおらず、当時の状況を確認することができないが、同僚の一人は、当時受け取っていた給与額と、標準報酬月額の記録に相違は無いと思うと証言している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、C社に係る当該期間における標準報酬月額は、実際の報酬に比べて低額であると主張している。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人と同じページに記載されている被保険者で、連絡先の判明した者に対して、当該期間当時の保険料控除について照会したが、給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況を確認することができないが、同僚の一人は、当時受け取っていた給与額と、標準報酬月額の記録に相違は無いと思うと証言している。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから、申立てどおりの標準報酬月額に見合う保険料控除を行ったかについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている標準報酬月額がオンライン記録と一致しており、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にD社に勤務していたことが確認できる。

しかし、D社に係るオンライン記録から、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「D社は、試用期間があり、入社後、2か月目から社会保険に加入させていたと思う。私も同様に厚生年金保険に加入していた時期と、同社に勤務していた時期が異なる。」と述べており、同社では入社後、一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

また、オンライン記録によると、D社は、平成23年3月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人も、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤について、申立人は、D社に係る当該期間における標準報酬月額は、実際の報酬に比べて低額であると主張している。

しかし、D社において、当該期間に被保険者記録がある複数の同僚に照会した結果、当時の給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況を確認することができない。

また、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから、申立てどおりの標準報酬月額に見合う保険料控除を行ったかについて確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の当該期間における標準報酬月額について、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間⑤について、申立人の主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで
私は、高校を卒業した直後の昭和 51 年 4 月に、知人の紹介で A 社（同年 9 月 13 日に法人化して B 社）に入社し、同年の年末まで C 業務を中心として働いていた。健康保険、雇用保険にも加入していたと記憶しており、給与から厚生年金保険料も払っていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が全て無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社における複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 51 年 11 月 13 日であり、申立期間のうち同日よりも前である同年 4 月 1 日から同年 11 月 12 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者となった者のうち、複数の者は、同日よりも前の期間は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間のうち、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 51 年 11 月 13 日以降の期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した全ての者に厚生年金保険被保険者期間に対応する雇用保険加入記録が確認できるが、申立人の同社に係る雇用保険加入記録は無い。

さらに、申立人が記憶している同僚 5 名の B 社に係る厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、うち、3 名は申立期間において被保険者とな

っているものの、2名は被保険者となっていない。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、取締役からも回答が得られなかったことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月14日から22年1月1日まで
夫は、昭和17年1月にA社に入社し、42年に死去するまで、同社及びその子会社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間のみ同社を退職し、再び就職したとは考えにくいので、調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間においてもA社に勤務していたはずであると述べている。

しかしながら、A社が提出した申立人に係る人事記録によると、「昭和21年10月14日 解職ヲ命ズ」と記録されている上、別の人事記録には、「再入」と書かれており、「昭和21年10月14日 慰労金¥450 支払済」と記録されていることが確認できることから、当該人事記録について、同社は、「申立人は、退職慰労金支給の記録があることから、昭和21年10月14日に一旦退職し、22年1月に再入社したと思われる。」と回答している。

また、B健康保険組合は、申立期間の資料は、廃棄済みのため不明と回答しており、申立人の申立期間における在籍を確認することができない。

さらに、申立人の妻が提出した申立人と同期入社者名簿において連絡先が確認できた1名は、申立人がA社に勤務していたことを記憶しているものの、在籍していた期間については不明と回答している上、ほかの16名は、死亡あるいは連絡先が不明なことから、申立人の申立期間における勤

務実態について確認することができない。

加えて、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和21年10月14日に資格喪失していることが確認できる上、同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、22年1月1日に資格取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月から20年1月1日まで
② 昭和20年4月1日から同年6月20日まで

私の夫は、昭和15年の学卒後、A社（後にB社、C社を経て現在は、D社）において、16年9月までE職として勤務した後、17年6月からは陸上勤務となり、20年4月から24年3月までのF社への出向期間を含めて、継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D社が保管しているC社の申立人に係る社員カード（社員台帳）に記載された内容により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、昭和18年4月1日に労働者年金保険の適用事業所となっているところ、労働者年金保険法においては、筋肉労働者の男子工員のみが同法の被保険者となるとされており、申立人は当該期間においては陸上勤務の事務職であったと述べている。

また、被保険者の適用の拡大は、昭和19年6月1日に厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）が施行された以降の期間となるが、同日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われていない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和20年1月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の取扱いについて、証言を得られる同僚は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、上記社員カード（社員台帳）に記載された内容により、申立人が当該期間においてA社からF社に出向し、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②において被保険者資格を取得した者は、29名であるが、そのうち27名が女性であることが確認できる。

また、A社及びF社に係る上記被保険者名簿から、申立人と同様にA社からF社に出向していた者が8名確認できるが、これらの者も当該期間においては被保険者となっておらず、申立人と同日にA社において被保険者資格を喪失し、F社において被保険者資格を取得している。

さらに、申立人と同日にF社において被保険者資格を取得した者が92名存在するところ、全て男性であり、これらの者の被保険者記録によると、同社における資格取得前は各船舶会社において被保険者となっていることから、申立人と同様に、各船舶会社からF社に出向したものと考えられるが、このうちのほとんどの者について申立人と同様の被保険者期間に記録の欠落が確認できることから、同社は当時、一定期間内に出向してきた者を昭和20年6月20日にまとめて加入させていたことが認められる。

加えて、上記のA社からF社に出向した8名は、いずれも既に死亡していることから、供述を得ることができず、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 30 年 1 月に A 社（現在は、B 社）に入社した。その後、兄が大学進学を勧めてくれたので、31 年 5 月末で同社を退職することにした。しかし、申立期間が被保険者期間となっていない。納得できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 5 月末まで A 社に勤務したと主張している。

しかしながら、B 社は、当時の人事記録等が保管されていないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A 社の当時の事業主は所在不明であり、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、連絡先が判明し、照会に対し回答のあった 4 名は、申立人のことを記憶しているものの、「勤務期間までは記憶していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 10 日まで
② 昭和 43 年 4 月 10 日から 45 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 9 月 21 日から 48 年 7 月 1 日まで

60 歳になった時に、年金を受給できるものと思い社会保険事務所(当時)に行ったところ、申立期間①から③までについては、脱退手当金が支給されていることになっていると言われた。

申立期間③に勤務していたA社を出産のために退職し、脱退手当金が支給されたとする時期には妊娠中だった上、転居しており、脱退手当金のことすら知らなかったため、請求手続をするはずもないし、受け取った記憶もない。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がなされているとともに、申立期間①から③までに係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、上記被保険者原票には、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 48 年 7 月 1 日から*か月後の同年*月に分娩費、育児手当金及び出産手当金が支給された旨が記録されているところ、申立人は、これらの給付についても受給した記憶が無いと主張しているが、脱退手当金を含むこれら給付金の支給にわたり、社会保険事務所が誤った処理を行うとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年頃から 58 年頃まで
② 昭和 63 年 5 月 15 日から平成 4 年夏まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者期間となっていない。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと主張しているところ、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、「在籍期間は分からないが、申立人は、A社に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社で一日4時間勤務のパートとして勤務していた。」と述べているところ、同社は、「申立人に係る社会保険に関する資料が無いため、申立人の当時の保険料控除について確認できないが、4時間勤務のパートであれば、勤務時間が週30時間に満たないため厚生年金保険には加入させていなかったと考えられる。」と回答している。

また、C健康保険組合は、「申立人は、健康保険組合には加入していない。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、当該期間にB社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、申立人は、同社において、昭和63年6月10日に雇用保険の被保険者資格を取得し、平成3年11月20日に離職していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「B社で一日6時間勤務のパートとして勤務していた。」と述べているところ、同社の元社会保険担当者は、「6時間勤務のパートは、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人が当該期間と一緒に勤務していたとする申立人と同様の勤務形態の同僚は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者となっていない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人は、申立人の夫の被扶養者であったことが確認できる上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 20 日から 54 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 49 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの期間においてA社（現在は、B社）に勤務していた。

昭和 53 年 7 月 20 日付けでA社C支店から同社D支店に異動したが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が、従前の 22 万円から 17 万円に下がっている。当時、給与が大きく下がったことは無いのでおかしい。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E企業年金基金から提出された厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は 17 万円となっており、A社D支店に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における厚生年金保険の記録と一致している。

また、申立人と同時期に、A社本店又は同社の支店で資格喪失し、同社D支店で資格取得している 34 名（申立人を含む）の標準報酬月額を調査したところ、申立人を含め 15 名が同社D支店での標準報酬月額が、従前の標準報酬月額より低くなっている。

さらに、B社が提出した人事カードにおいて、申立人が昭和 53 年 7 月 20 日にA社D支店において厚生年金保険被保険者の資格を取得した時点の給与は 16 万 5,000 円と記載されており、当該給与額に見合う標準報酬月額は 17 万円であることが確認できる。

加えて、A社D支店に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立

人の申立期間に係る標準報酬月額は、遡って訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで

私は、A社の代表取締役であった。平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 2 月 28 日までの期間の標準報酬月額について、以前、社会保険事務所（当時）の職員から年金記録訂正に関して説明を受けたが、その時は、申立てをしなかった。今回、知り合いの税理士から所得税源泉徴収簿及び給与台帳上もしっかりしているのだから記録の訂正を申し立てるよう勧められ、申立てをした。

平成 4 年 1 月から標準報酬月額が 20 万円になっている期間についても下げた記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 1 月から 5 年 12 月までは 41 万円と記録されていたが、6 年 1 月 26 日付けで 20 万円に減額訂正処理され、さらに、A社が厚生年金保険の適用事務所でなくなった日である 7 年 2 月 28 日より後の同年 7 月 26 日付けで、5 年 4 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 7 年 1 月までは 9 万 2,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社には厚生年金保険料の滞納があった。」と述べている。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、保険料の滞納があったため、数回、社会保険事務所に呼ばれ、社会保険料が払えないのであれば社会保険から

脱退するよう勧められた。社会保険からの脱退後、社会保険事務所から滞納に関する連絡は無かった。」としている上、A社の社会保険事務手続は全て自身で行っていたと述べていることから、申立人が、当該標準報酬月額減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。